

# 日立神奈川争議をめぐる起きている党規律にかかわる異常な事態 についての県委員会の見解

二〇〇二・一・八

県常任委員会

## 一、日立神奈川争議をめぐる党内でおこっている異常な事態について

日立神奈川争議をめぐることは、別途報告する支援共闘の民主的運営にかかわって、神奈川労連や自治労連、新婦人県本部などが支援共闘から離脱するなどの問題が起きている。

これと並行して、二〇〇一年三月以降、日立争議をめぐる、日立神奈川争議団員である党員と全県の争議団関係党員の一部が、県委員会や横浜北東地区委員会にたいする異常な機関批判をおこなっています。

## (1) 横浜北東地区委員会が日立神奈川争議団からの印刷機使用の要請を断った問題にかかわっている異常な事態

第一は、横浜北東地区委員会が日立神奈川争議団からの印刷機使用の申し入れを断った問題について、その後から全県の争議団関係者の党員から、当事者である横浜北東地区委員会にその理由を確かめせず、「日本共産党の党機関として、日立神奈川争議団に印刷機を使用させなかったのはとんでもないことだ」などとの非難と抗議があいつぎました。

また、県委員会にたいしても、「野口労対部長が北東地区委員会にたいして貸さないように指示したのではないか」などの非難がくわえられました。

## ① 日立神奈川争議団から横浜北東地区委員会宛の質問状について

この問題については、横浜北東地区委員会が、「日立神奈川争議団からの質問状についての見解」(別紙・資料①参照)を公表しており、県委員会としてもこの見解を支持していますので、参照してください。

## ② 横浜中央地区・1014支部および同支部所属の斎藤真弘同志の異常な態度について

なお、この問題に関連して、横浜中央地区・1014支部(東電)の斎藤真弘同志および同支部のとっている態度はきわめて異常なものです。

斎藤同志は、四月十五日付で横浜北東地区にたいして「居住地(協力)活動の一部解約について」(資料②)という文書を送付し、「印刷機を使用させない行為は日本共産党の一機関として許されないと」として、「納得のいく処理が行われるまで、宣伝物の配布協力と日刊紙配達の協力を解約する」と通告してきました。この問題では、当事者である横浜北東地区の小沢副委員長が斎藤同志と連絡をとり、斎藤同志とあつて、直接事実関係の説明をすることで合意していました。ところが、斎藤同志から「個人としてはなく、支部として話をききたい」との申し入れがありました。小沢副委員長は、「本来、居住地での活動の問題は、居住地党員個人との関係の問題であり、党支部とは関係のないこと」と伝えましたが、斎藤同志が「言った言わない」といけないうので、このことでしたので、県委員会会議室で説明することになりました。

小沢同志は、当然のこととして異なる地区委員会に所属する支部との会議になるので、県委員会と横浜中央地区委員会からの参加を要請し、当日は、県委員会の副委員長、横浜中央地区の高山地区委員長が同席しました。しかし、当日参加した斎藤同志と1014支部の支部長は、県委員会の副委員長に対して「なんで聞さんがここにいるんだ。出て行かなければ話ができない」などと県機関の同席を拒否する態度に終始しました。このため、この会議は開催できなくなりしました。

その後、斎藤同志から横浜中央地区委員会をつうじて、文書で説明をもとめました。本来、自らもとめて開催した会議をポイコットしておいて、文書で回答を求めると自体きわめて非礼な態度ではありますが、北東地区委員会は、あえて当事者である小沢副委員長名で回答文を送付しました。ところが、斎藤同志は、「自分は、横浜北東地区委員会に回答を求めている。小沢和夫個人名の文書は私文書であつて回答とはみなせない」として、再度横浜地区委員会に回答を迫るといふ異常な態度を繰り返しています。

この経過は、斎藤同志および1014支部がとっている立場は、党の原則的立場、党的団結の基準を二重三重にふみはずして、「印刷機問題」を材料にして、ためにする機関攻撃を繰り返しているものといわなければなりません。

第一に、横浜北東地区のとった立場に疑問があるならば、まず直接北東地区委員会に説明をもとめてから、その是非を判断すべきです。ところが、斎藤同志は、日立神奈川争議団員からの一方的な話だけを聞いて、北東地区のとった態度が不当なものと決めつけて、居住地活動を一方的に「解約」とする態度をしめしたうえで、説明をもとめてきたものであり、党の団結を重視する立場とは相容れない態度です。

第二に、「個人ではなく支部として説明を聞きたい」との斎藤同志の申し入れを受け容れて、異なる地区に所属する支部との会議を開く原則的立場から、県委員会と横浜中央地区の参加をもとめて開催した会議を、「県委員会の副委員長が参加する会議には参加できない」とその正当な理由も示さずにポイコットした行為は、どんな理由をつけ

ても到底正当化することができません。

第三に、異常の非礼な無原則的態度があつても、あえてその態度を問うことを保留して、直接の当事者である小沢同志が地区委員会を代表して回答文を送付したにもかかわらず、「地区委員会に回答をもとめたのであり、この文書は私文書だから回答とはみなさない」として、再度北東地区委員会に回答を迫るという斎藤同志の態度は、まさにためにする行為以外のなものでもないといわなければなりません。

以上の状況から、横浜北東地区は、県委員会と協議のうえで、もはや直接回答はしないこと、以上述べた無原則的態度を改めるよう、当該の横浜中央地区委員会から指導するよう要請することとしました。

## (2) 日立神奈川争議団長・佐藤明氏から小池県委員長宛の質問状をめぐる異常な事態について

二〇〇一年十月四日付で、日立神奈川争議団・団長 佐藤 明氏による小池 潔県委員長宛の質問状(資料③)が届きました。

かねてから日立神奈川争議団のなかでの不団結問題にかかわつて、二人の同志が県委員会に訴願を提出し、折りに触れて県委員会が相談にあたつてきました。質問状にある九月十二日の会議もこの一環として開かれたものです。

ところが、佐藤氏の質問状は、「争議団長の了解なしに団員を集めた会議をひらかないよう申し入れます」と述べたうえで、九月十二日の会議とそれ以前にも同様の会議を開いていたならば、その会議を開催するにいたつた経過と理由、会議参加者及び会議内容をあきらかにするよう迫つていきます。

この質問状は、党外組織である争議団の団長名で、日本共産党神奈川県委員会にたいし、争議団長の了解なしに団員(党員である団員)を集めた会議を開くな、争議団長の了解なしに開いた会議の内容を公表せよ」と主張したものであり、党外組織からのわが党にたいする重大な干渉行為です。したがつて、県委員会は、この問題を重視し、佐藤明同志に党員として、なぜこのような誤つた要求をするに至つたかについて、県委員会に来て説明するようもとめました。

これにたいして、佐藤同志は、十月二十日付の弁明と十一月五日付で、争議団長・佐藤明氏を日本共産党8029支部・佐藤 明(日立神奈川争議団長)名に、また、回答指定日を変え、その他は原文のままの質問状を再度送付してきました。

これにたいして県委員会は、十二月八日付で、三度目の文書(別紙・資料④)を送り、差出人だけを争議団長・佐藤明から日本共産党・8029支部・佐藤明にかえてみても、その内容は「再び争議団長の了解なしに団員を集めた会議を開かないよう申し入れます」と述べ、また質問も、その立場から、会議の目的や内容について明らかにすることを迫つていることを指摘し、「ここには、党と大衆団体の区別もわからず、大衆団体の立場から党の運営に介入する無原則的立場があらためて浮き彫りになつていゝ」と批判しました。そのうえで、佐藤同志の質問状そのものが、党として到底受け容れられるものではないものとして撤回をもとめるとともに、県委員会にきて話し合うことをもとめました。

ところが、佐藤同志は、十二月十八日付で小池県委員長宛てに、この要請に応じず、「県委員会の話は、年末に開催される支部会議で受けた」との見当違いの回答を寄せています。

また、同争議団の関係党員が、横浜西南地区と県央地区委員会に同趣旨の申し入れをおこなつています。さらに、付け加えるならば、佐藤同志の質問状の根拠としてとりあげている九月十二日に日立神奈川争議団員である二人の同志が参加する会議について、当日の夜、別の二人の争議団員である党員が、県委員会前の公園に張り込んで県委員会事務所への出入りを監視するという党員間の信頼関係をふみにじる許しがたい行為をおこなうまでに異常さをエスカレートさせています。

## 二、日立神奈川争議団員と神奈川争議団関係の一部党員の党規律にもかかわる異常な行動の本質

以上の経過は、日立神奈川争議団の指導部である党員と関係党員、また、神奈川争議団関係の一部党員が、争議問題にたいする党の指導に異論があることを理由として、党と党外組織である争議団を混同して、党のルールを乱暴に踏みこむる立場に固執していることをしめしています。

これらの党員の誤りの本質は、つぎのような点にあります。

① 差別争議を絶対化し、「党組織や党員は差別争議を無条件に支持することが当然である」という立場をとり、批判的立場をとる機関や党員にたいする乱暴な非難、攻撃をおこなつていくこと。

② この間の争議運動をめぐる党機関の指導にたいして、自らの意に沿わないと、会議招集を拒否する態度をとる、会議においても、機関の方針提起を冷静に聞き、党的ルールにもとづく真剣な討論をつくす立場に立たず、乱暴な中傷・非難に終始するなど、党規約にもとづく党運営のルールを乱暴にふみにじる立場をとつていくこと。

③ 結局、県委員会が提起した争議運動をめぐる政策上の誤りを真剣に検討して、ただす立場にたたないという弱点が、組織上の誤りに発展しているという残念な状況にある。

すべての党機関が、この現状を正確に認識し、事態の打開のために総力をあげて奮闘することがつよくもとめられています。